



金 沢 市 公 報

号外第 13 号

令和2年(2020年)9月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 条 例</p> <p>○金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (介護保険課) 1</p>	<p>ページ</p> <p>○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 2</p>
--	--

条 例

金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月16日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第52号

金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第11条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第11条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第53号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

74	第5次安原異業種工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画第5次安原異業種工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
75	第2次いなほ工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画第2次いなほ工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次の2号を加える。

74 第5次安原異業種工業団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 畜舎 (2) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿。ただし、工場にお

		<p>ける業務に従事する者のために建築される共同住宅又は寄宿舍で、次のア及びイのいずれにも該当するものを除く。</p> <p>ア 当該工場と一の建築物であるもの</p> <p>イ 床面積の合計が、当該工場の作業場の床面積の合計を超えないもの</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(12) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
敷地面積の最低限度		1,000平方メートル（公園を除く。）
壁面の位置の制限		<p>建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については、2メートル</p> <p>(2) 隣地等の境界線については、1メートル</p>
垣又は柵の構造の制限		<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが</p>

	<p>0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>
--	--

75 第2次いなほ工業団地地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	<p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、工場における業務に従事する者のために建築される共同住宅又は寄宿舎で、次のア及びイのいずれにも該当するものを除く。</p> <p>ア 当該工場と一の建築物であるもの</p> <p>イ 床面積の合計が、当該工場の作業場の床面積の合計を超えないもの</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場、診療所又は自動車教習所</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000平方メートル以内のものを除く。</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(9) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(10) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(11) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(12) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル（公園を除く。）
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる

		<p>数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については、2メートル</p> <p>(2) 隣地等の境界線については、1メートル</p>
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8メートル以下のものに限る。）</p>

別表第3に次のように加える。

18	第5次安原異業種工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画第5次安原異業種工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
19	第2次いなほ工業団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画第2次いなほ工業団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年(2020年)9月16日 印刷
令和2年(2020年)9月16日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄